

令和6年度
制度開始

犬山市で創業しませんか？

～新規創業にかかる費用の一部を補助します～

犬山市創業支援補助金

補助金概要

補助率：補助対象経費の**2分の1**以内

補助上限額：最大**100万円**（別途移住支援加算あり）

補助対象者

- ①**市内**に事業所を設置していること
- ②個人事業主は**市内在住**であること
- ③創業から**3年以上**継続して事業を行う予定であること
- ④**特定創業支援等事業**を受けた証明があること
- ⑤中小企業無料相談を受け**創業計画書**を作成していること

補助対象経費

- ①店舗・事業所の開設に伴う内外装工事等の**工事費用**
- ②事業に必要な機械装置・工具・器具・備品等の**購入費用**
- ③創業・法人設立に伴う**申請資料作成費用**
- ④販路開拓に係るパンフレット作成等**広報費用**

移住支援加算とは

市外から犬山市に移住して創業をする方には補助金の上乗せがあります

引越し費用 → 補助率：**2分の1**以内 補助上限額：最大**50万円**

家賃・不動産取得費用 → 補助率：**2分の1**以内 補助上限額：最大**60万円**

※ただし、移住に係る要件を満たしている方に限ります

創業事業の着工前に事業認定が必要となります

制度利用を検討される方はまずは**産業課**までご相談ください

●制度の詳細は犬山市のホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyo/kougyou/1010682.html>

●申請手続きの流れは裏面をご覧ください

●問い合わせ先 犬山市経済環境部産業課（市役所3階）

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

0568-61-1800（代表） 0568-44-0340（直通）

※こちらのQRコードから
ご覧いただけます



創業支援補助金 申請手続き

STEP 1

市内での新規創業を予定している方が制度活用の検討 産業課へ相談

産業課による簡単な聞き取り・補助制度説明・対象適否の確認

特定創業支援等事業の受講と犬山市版創業計画策定が必須

①犬山市特定創業支援等事業の受講

犬山商工会議所が実施する
個別相談・個別指導の受講

or

とうしゅん創業塾の受講
※東春信用金庫実施

or

西尾張創業塾の受講
※いちい信用金庫実施

市へ特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を申請する

②犬山市版 創業計画書の策定

産業課へ中小企業経営相談
相談申込書の提出

担当の中小企業診断士と共に
犬山市版 創業計画の策定

※(公社)愛知県中小企業診断士協会より担当の診断士を選定します

①・②完了後、STEP 2 へ進みます

STEP 2

STEP1完了後、補助金認定申請提出
(補助金申請者)

受付・審査 (市役所)

認定決定 (※ 1)

補助事業着手 (創業準備)

創業

交付申請 提出 (※ 1)

受付・審査 (市役所)

交付決定

※30日以内

実績報告書 提出

補助金交付 (※ 2)

補助対象期間

事業内容を変更したい

変更計画の作成
(専門家の支援が必要)

変更認定申請 提出

受付・審査 (市役所)

変更認定決定

変更事業着手

※ 1 認定決定から1年以内に
交付申請の提出をする必要があります

※ 2 移住支援加算の家賃補助については
創業から12ヶ月分の家賃支払い後交付となります